

令和元年10月16日  
福島県土木部建築住宅課

## 台風19号により住宅が被災した方へ県営住宅等を提供します。

- 1 提供対象 台風19号により住宅が被災（罹災証明が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）し継続的な居住が困難となった方

2 提供可能住宅  
（概数）

	一般県営住宅等	復興公営住宅	計
県北	130戸	40戸	170戸
県中	30戸	0戸	30戸
県南	10戸	0戸	10戸
会津若松	40戸	0戸	40戸
相双	20戸	30戸	50戸
いわき	20戸	80戸	100戸
計	250戸	150戸	400戸

※戸数は現在調整を進めており、変更になる可能性があります。

- 3 募集方法 受付開始：今月中
- 4 提供期間 3ヶ月（被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり）
- 5 使用料 無償（電気、ガス、水道代、共益費、給湯器等のリース料は自己負担）
- 6 入居要件 上記1に該当すること  
※収入基準要件、同居親族要件は問わない。
- 7 その他 一時的な入居を行った者のうち公営住宅法等の入居資格者要件に該当する者で、さらに継続して入居を希望する者については、災害による特定入居として正式入居へ移行することも可とする。